

品川区ジェンダー平等推進センター運営要綱

平成 元年 10月 2日 区長決定 要綱第 63号

平成 4年 3月 31日 一部改正

平成 4年 7月 1日 一部改正

平成 9年 9月 16日 一部改正

平成 11年 4月 1日 一部改正

平成 13年 3月 30日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正 要綱第 223号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区立総合区民会館条例施行規則（平成元年品川区規則第41号）第2条第3項の規定に基づき、品川区ジェンダー平等推進センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 センターは、ジェンダー平等と性の多様性の尊重の推進および女性の社会的地位向上に関する学習・交流活動等に使用するものとする。

(使用者)

第3条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

- (1) 交流室およびジェンダー平等推進関係資料コーナー 品川区内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、または通学する者
- (2) ジェンダー平等推進センター会議室（以下「会議室」という。） 区内に居住し、通勤し、または通学する者を主たる構成員とするジェンダー平等と性の多様性の尊重の推進および女性の社会的地位向上に関する学習および交流活動をする団体で、品川区に登録しているもの

(事務室窓口の休日および業務時間)

第4条 事務室窓口の休日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 品川区立総合区民会館条例（平成元年品川区条例第15号）第1条第1項の品川区立総合区民会館の保守点検日

2 事務室窓口の業務時間は、前項に規定する休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

(会議室の使用申請)

第5条 会議室を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、品川区ジェンダー平等推進センター会議室使用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月の3カ月前の月の初日から受け付ける。ただし、その日が第4条第1項各号の休日に当たる場合は、その直後の休日でない日から受け付ける。

3 第1項の使用申請書提出期間の初日の使用申請については、1団体につき月1回の申請を限度とする。

4 会議室の使用申請の受付は、前条第1項各号の休日を除いた日で、同条第2項の業務時間内とする。

（会議室の使用制限）

第6条 会議室の使用回数は、1団体につき月2回までとする。

（会議室の使用承認）

第7条 区長は、第5条の使用申請があった場合において、使用を承認することを適当と認めるときは、品川区ジェンダー平等推進センター会議室使用承認書（第2号様式）を申請者に交付する。

2 使用の承認は、申請の先着の順によるものとする。

3 使用承認を受けた者は、使用に際して、使用承認書を提示しなければならない。

（会議室の使用時間）

第8条 会議室を使用できる時間は、次の区分のとおりとする。

（1）午前9時から正午まで

（2）午後1時から午後5時まで

（3）午後6時から午後9時30分まで

（遵守事項）

第9条 センターの使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

（1）騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（2）所定の場所以外での喫煙、火気の使用、危険物の持ち込みしないこと。

（3）飲酒をしないこと。

（4）その他センターの運営に支障をきたす行為をしないこと。

（委任）

第10条 総合相談、にじいろ相談、SNS相談、交流室その他この要綱の施行については、別に区長室長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成元年10月2日から適用する。

2 品川区婦人問題総合相談実施要綱（昭和60年4月要綱第82号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 4年 7月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 9年 9月 16日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 11年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 13年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から適用する。

(第1号様式)

品川区ジェンダー平等推進センター 会議室使用申請書

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|-------|----|----|
| 第 | 号 | | | | | | |
| 日 | 時 | 年 | 月 | 日 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 団 | 体 | 名 | | | 代表者氏名 | | |
| 目 | 的 | | | | 利用者数 | | 人 |

上記のとおり申請します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所 _____

申 請 者
(使用責任者)

氏 名 _____

電 話 _____

登録団体番号 _____ 号 有効期限 _____ 年 月 日

品川区ジェンダー平等推進センター 会議室使用承認書

第 号

| | | | | |
|-------|-------|-------|----|----|
| 日 時 | 年 月 日 | 午前 | 午後 | 夜間 |
| 団 体 名 | | 代表者氏名 | | |
| 目 的 | | 利用者数 | | 人 |

上記のとおり承認します。

年 月 日

品 川 区 長

様

登録団体番号

号

有効期限

年 月 日

※裏面注意事項をお読み下さい。

注 意 事 項

この施設の使用にあたっては、次の事項を必ず守ってください。

1. 使用の際は、必ずこの使用承認書を係員に提示し、係員の指示に従ってください。
2. 使用上の留意点
 - (1) 備えつけてある机、椅子、その他の備品類は、持ち出さないでください。
 - (2) 火気、危険物を持ち込まないでください。
 - (3) 建物、備品等に損害を与えたり紛失した場合は、実費を賠償することになります。
 - (4) 飲酒および喫煙をしないこと。
3. 使用時間の厳守
 - (午 前) 午前9時～正午
 - (午 後) 午後1時～午後5時
 - (夜 間) 午後6時～午後9時30分
 - (1) この使用時間には、準備および後かたづけの時間も含まれます。
 - (2) 使用時間および定員は厳守してください。
4. 後かたづけについて
 - (1) 施設の使用を終了したときは、直ちに現状を回復し係員に鍵の返却をしてください。
 - (2) ごみ類は、必ずお持ち帰りください。
 - (3) 火災については、特に注意してください。

連絡先電話番号

ジェンダー平等推進センター 5479-4104

きゅりあん受付 5479-4100